

新潟県・新潟医学振興会

令和3年度 臨床研修医奨学金 奨学生募集要項

1. 応募資格 令和3年度から新潟県内（以下「県内」という。）で臨床研修を受けている研修医で、臨床研修修了後、県内で医師として勤務する人
2. 募集人数 14名（新潟大学医学部出身者は最大9名まで）
3. 支給期間 臨床研修の2年間
4. 支給金額 月額5万円
5. 奨学生の義務 臨床研修修了後、2年間、県内の医療機関に勤務すること
※ 県内で臨床研修を受けなくなったときや、臨床研修修了後、県内で医師として勤務しなかった場合には、奨学金の返還義務が生じます（12参照）。
6. 出願手続き 次の書類を揃え、公益財団法人新潟医学振興会（以下「財団」という。）事務局に提出してください。
(1) 奨学生願書
(2) 所属する臨床研修病院からの推薦状
7. 願書受付期間 令和3年4月7日（水）から令和3年5月21日（金）17時まで
※ 郵送の場合、5月21日の消印のあるものは受け付けます。
8. 奨学生の選考及び決定 財団の選考委員会において、応募者からの提出書類と面接をもとに審査を行い、最終的に財団理事長が奨学生を決定し、本人に通知します。
※ 採用にならなかった場合も、その結果を通知します。
9. 誓約書の提出 奨学生決定の通知を受けた人は、誓約書を提出してください。
※ 誓約書の用紙は、奨学生決定通知と併せて財団事務局から送付します。
10. 奨学金の振込 奨学金は、奨学生の本人名義の口座に3ヶ月に1回（4月、7月、10月、1月）15万円（3ヶ月分）を振り込みます。
ただし、奨学生決定後の最初の奨学金は、決定後に到来する直近の支給月に、4月からの奨学金を合算して振り込みます。
11. 報告書の提出 臨床研修が修了した時点及び上記5の県内医療機関の勤務義務が終了した時点で、報告書を提出してください。
※ 報告書の用紙は、それぞれの提出時期が近付いた段階で財団事務局から送付します。

12. 返還の義務

以下の場合には、奨学金の返還義務が生じます。

- (1) 県内で臨床研修を受けなくなった場合
- (2) 奨学金の支給を受けることを辞退した場合
- (3) 県内医療機関での勤務義務を履行しなくなった場合

なお、返還額は、以下のように定めます。

- ・ 上記(1)～(2)の場合は、支給を受けた奨学金と同額
- ・ 上記(3)の場合は、24月から県内で医師として勤務した月数を減じて得た月数に5万円を乗じた額（最大120万円）。
 - ※ 1日でも勤務した事実があれば、当該月は勤務月とみなします。

* 返還に関する具体的な手続きや返還方法などについては、財団事務局に御相談ください。

13. その他

御不明な点がございましたら、財団事務局に御連絡ください。

また、財団についてお知りになりたいければ、財団のホームページを御覧ください。

公益財団法人新潟医学振興会 事務局

〒951-8510

新潟市中央区旭町通 1-757

新潟大学医学部内

TEL：025-227-2176

FAX：025-225-5555

E-mail: medsinko2@med.niigata-u.ac.jp

HP URL: <http://www.niigata-mf.or.jp/>